

犬や猫を正しく飼いましょう

飼い主のモラルの低下から、犬や猫の飼い方に関する苦情が多く寄せられています。ルールとマナーを守り、周りに迷惑を掛けないように愛情を持って飼いましょう。飼えなくなってしまった場合は、責任を持って新しい飼い主を見つけましょう。

○犬を放し飼いにしないで

犬は昼夜を問わずつなぐか、おりの中で飼いましょう。散歩にはリード（引き綱）を必ず付けましょう。

○散歩のマナーを守り、環境美化に努めましょう

散歩には袋やシャベルを携帯し、「ふん」は必ず持ち帰りましょう。

○鳴き声・悪臭にご用心

鳴き声などで近所に迷惑を掛けないように、適度な運動をさせ、無駄にほえないようにしつけましょう。飼っている場所も清潔にしましょう。

○犬・猫を捨てないで

十分考えてから飼い、子犬や子猫が生まれても育てられないと分かっているときは、去勢・不妊手術を受けさせましょう。動物を公園などに捨てたり、虐待をしたりした場合は「動物の愛護及び管理に関する法律」により処罰されます。

令和3年度猫の不妊・去勢手術費補助金交付は、予算額に達したため、受け付けを終了しました。

○飼い主のいない猫（のら猫）対策

県では飼い主のいない猫を増やさず、周囲への被害を減らすために、地域猫活動や飼い主のいない猫対策支援事業を行っています。群馬県動物愛護センター（☎0270-75-1718）までお問い合わせください。

問合せ 健康課予防係 ☎内線3162

「私にもできる地球温暖化防止対策」をテーマにポスター・標語・作文の入賞作品を展示します。
 とき 12月2日（木）～12日（日）
 ところ テラス沼田4階市民ロビー ぱるく

1007442

地球温暖化防止ポスター
 など入賞作品を展示

3072
問合せ 環境課環境係 ☎内線

1006798

トライアル雇用支援 奨励金制度

市では、幅広い雇用の拡大に向け、国が実施する試行雇用奨励金制度を活用して、原則3カ月間試行的に雇用する市内中小企業者に奨励金を交付します。

対象労働者

- ▽若年者など（45歳未満の人）
 - ▽中高年齢者（45歳以上65歳未満の人）
 - ▽障がいのある人
- ※いずれも市内在住で、国が実施する試行雇用奨励金制度

により、試行的に雇用された人
奨励金の額 1人につき、月額1万2500円（最大3カ月間）

申込方法 国の支給決定通知書を受けた日から30日以内に、所定の申請書に必要書類を添付し提出

申込み・問合せ 産業振興課
 商工振興係 ☎内線5005

1006799

特定求職者雇用企業 奨励金制度

市では、障害者雇用を促進するため、障がいのある人を

雇用した市内中小企業者に下表のとおり奨励金を交付します。

※交付期間（6カ月）ごとに交付。（ ）内は短期間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）に対する交付金額

対象労働者 いずれも市内在住で、雇い入れ日現在で満年齢が65歳未満の人

申込方法 国の支給決定通知書を受けた日から30日以内に、所定の申請書に必要書類を添付し提出

申込み・問合せ 産業振興課

【交付内容】

対象労働者	交付金額	交付期間	交付対象期ごとの交付金額
障害者雇用促進法第2条第2号または4号に規定する身体障害者、知的障害者	18万円 (9万円)	1年	第1～2期 各9万円 (各4.5万円)
障害者雇用促進法第2条第3号に規定する重度身体障害者	36万円 (18万円)	1年 6カ月	第1～3期 各12万円 (各6万円)
障害者雇用促進法第2条第5号に規定する重度知的障害者			
障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者			

商工振興係 ☎内線5005

(広告)